

企業と反社会的勢力との関係遮断に関する現状と対策について

1 経緯

昨年 7 月、政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「指針」という。)を受け、警察庁をはじめとする関係省庁や日本弁護士連合会等は、各企業に対し、反社会的勢力との関係遮断のための内部統制システムの整備等、指針に沿った具体的な対応を求めてきたところ。

2 アンケート調査の実施

指針公表後、1 年が経過したことから、その取組状況等を把握するため、本年 8 月、日本経団連に加盟する企業等、全国の 3,000 社を対象にアンケート調査を行った。回答企業は 1,385 社(回答率 46%)。

3 企業の意識と取組みの実態

アンケート調査の結果、以下のことが明らかになった。

反社会的勢力との関係遮断に関する規程を整備している企業は 75%(指針公表後に整備 15%)。その規程の種別(複数回答)については、倫理規程として企業が定める行動指針等が 83%と最も多く、次いで内部統制システムの基本方針が 48%、就業規則等が 27%となっていること。

一方、今後も整備する予定のない企業は 9%となっており、その理由を「当たり前のことなので明記する必要がない」とするものが最も多かったこと。

契約書等に暴力団排除条項を導入している企業は 22%(公表後に導入 11%)。反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築については 32%(公表後に構築 3%)にとどまること。

公表後に反社会的勢力からの不当要求行為があった 271 社につき、指針の効果をみると(複数回答)「指針が精神的なバックボーンとなった」(47%)が最も多く、次いで「トップが指針に従う旨公表しているので対応しやすかった」(28%)などがあげられたこと。

4 今後の対策

- (1) 引き続き、業所管省庁、日本弁護士連合会、都道府県暴力追放運動推進センター等と緊密に連携しつつ、各業界団体等に対して指針の趣旨、内容等につき、より一層の普及啓発を図っていく。
- (2) 各業界団体等に対し、暴力団排除条項の導入や、反社会的勢力に関するデータベース構築等を強力に働きかけるとともに、その検討に積極的に参画するなどして、排除の仕組みを具体的に促進していく。